平成２２年（フ）第３２号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目５番地の９
レオパレス大住台第Ⅱ―103号
債務者　清水秀一郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４号
愛知県稲沢市長野２丁目６番12―102号
債務者　林　　靖子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８号
愛知県稲沢市朝府町７番２―205号
債務者　小澤麻衣子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９３２５号
大阪市東淀川区小松１丁目15番25号　グランドール石102号
債務者　澤井千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４７１号
大阪府寝屋川市池田南町14番17号
債務者　松岡　祥展
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５８号
大阪府高槻市柱本新町８番A13―403号
債務者　森井　りさ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１３号
大阪府大阪市淀川区西三国４―３―46　レガレット601号、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４―1207号
債務者　杉山　秀雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８３６号
大阪市西成区出城２丁目３番２―406号
債務者　金海秀和こと　金　　澤浩
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７４号
大阪市東成区東今里１丁目１番17号
債務者　高田　聖子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７５号
大阪市北区池田町８番19号
債務者　田中　伸子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４０号
大阪府枚方市村野南町２番１―201号
債務者　横山将太郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５１号
大阪市平野区長吉出戸１丁目11番17―406号
債務者　奥村　　巧
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００１７号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目９番地の39
債務者　樫原　康子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１５１号
大阪府門真市本町12番13号
債務者　新宮　正和
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１９４号
大阪市平野区喜連西４丁目５番42―501号
債務者　森　みどり
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９２号
大阪府守口市金田町５丁目３番10号
債務者　西村　　祝
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２５号
大阪市鶴見区今津北５丁目14番18号
債務者　芳雲建装こと　上出　芳彦
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４５６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目14番27号エス・バイ・エルマンション天王寺北502号
債務者　大升　富雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部